

# 米連邦調達制度に学ぶ調達の手法と手続き

## ④ 「コスト」関係調達・契約ツールの枠組みと建設関係契約への適用

調達マネジメント研究チーム・代表  
広島大学名誉教授 平野 吉信

### 1. はじめに

本連載では、今後我が国においても増加が予想される、「設計が完了する前の施工を含む業務主体の選定と契約」を念頭に、「入札」ではなく「交渉／競争的提案」による選定と、「固定価格型」契約でなく設計の進展に応じて契約価格の確定度が変化するタイプの契約（「コスト精算型の契約」ということとする）によるプロジェクト運営を想定し、その場合に必要となる調達・契約ツールの基礎知識を得ることを大目的としている。その第一段階として、調達・契約関連制度が確立され、その運営を支える規則類が体系的に整備されている米連邦の調達システムに着目し、その運営の骨格となっている連邦調達規則FARの規定内容を中心に、プロジェクト運営の方法の多様化を迎える新時代に備えた調達・契約ツールや関連する仕組みを把握しようとしてきた。

連載の第1回から第3回までは、すべての連邦調達を対象としたFARの一般規定の中から、コスト精算型契約に関係する調達・契約関係規定を抽出し、その内容を詳細に検討してきた。しかし、把握してきた内容は、例えば武器／軍事装備の開発・製造や宇宙開発関係を含む規模の極めて大きい調達案件もカバーするものでもあり、当初狙っていた我が国の建設界においても応用を考え得るようなレベルとは異なる、極めて詳細に作りこまれた「厳密な仕組み」であることが分かってきた。

そこで、この「厳密な仕組み」が、建設関係プロジェクトに対してどのように適用、あるいは何らかの手直しの上適用されていくのかという点に焦点を当てた研究の進め方を採ることとし、前回以降の検討を進めてきた。

このような方針に基づき、今回の第4回では、連邦調達における「厳密な仕組み」について、これま

での検討内容に加え、紹介していなかった支払い関係を含む契約管理関係の仕組み、会計システムや政府による監査等の概要を含めて、「コスト」関係調達・契約ツール等の「大枠」を整理し、建設関係プロジェクトにおいて適用される調達・契約ツールの構造や、更には州レベルまたは民間の調達・契約ツールの構造を検討する場合の比較検討の土台として活用するための「基本モデル」と位置づけることとした。

更に後半からは、FARの中で特に建設関係の調達・契約について規定しているPart 36「建設及びアーキテクト／エンジニア契約」の内容を中心に、建設関係プロジェクトに適用される調達ツールや関係手続きの、実態に近い姿を把握することとした。

### 2. コスト関係調達・契約ツール等の大枠

#### 2.1 基本モデル

前回までの検討内容をベースに、「コスト」に基づいた調達・契約を行おうとする場合に、そのプロ

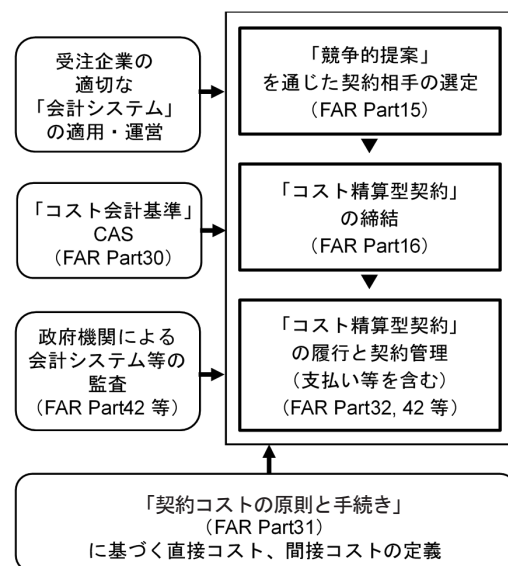


図1 調達・契約ツールの「基本モデル」

セスに係る主要なツールやルール・手続きについて、図1に示すような「基本モデル」として整理した。

この基本モデルの構成要素のうち、①「競争的提案」を通じた契約相手の選定については連載の第1回、②「コスト精算型契約」の締結については第2回、そして③「契約コストの原則と手続き」のうち、特に「間接コスト」の考え方等については第3回で紹介してきたところであるので、今回は、これら以外の要素について、簡潔に紹介することとしたい。

## 2.2 「契約コストの原則」

FAR「Part 31:契約コストの原則と手続き」では、連邦調達において生じる「コスト」について、究極的には受注者への支払い対象となるコストの「許容可能性Allowability」を判断するための基準と手続きを規定している。この中で「Subpart 31.2:営利企業との契約」の規定内容が、政府と建設企業間の建設（工事）契約、または政府と設計関係企業間のアーキテクト・エンジニア（以下、「A/E」という）契約にも適用されることになっている<sup>1</sup>。

まず、この「契約コストの原則」の骨格となる「総コスト」の定義、「許容可能性」「配賦可能性」「合理性」の決定、「直接コスト」「間接コスト」等の扱いについては、前号で紹介したとおり、詳細な基準と手続きが定められている（31.201～31.203）。

更に「31.205:各種のコストSelected costs」として、「広報・宣伝費（31.205-1）」に始まり、「人的業務の報酬（31.205-6）」、「コンテインジェンシー（不測事態に対応する）費用（31.205-7）」、「減価償却費（31.205-11）」、「福利厚生費（31.205-13）」、「製造・生産管理費（31.205-25）」、「材料費（31.205-26）」、「転居関係費（31.205-35）」、「リース費用（31.205-36）」、「旅費（31.205-46）」等、多種多様な「コスト」のカテゴリ毎に、「許容可能」であると認められる事項・条件、認められない事項等の詳細な判断基準が示されている。例えば「人的業務の報酬（31.205-6）」においては、労使協

1 Part31には、建設及びA/E契約におけるコストの扱いについての詳細な特記事項（31.105）も定められているが、これについては、「3. 関係調達・契約ツールの建設関係契約への適用」において整理する。

定の位置づけ、ボーナス、退職金、年金、病気・余暇休暇その他の多様な関連事項毎の詳細な基準を網羅した複雑な規定群が定められている<sup>2</sup>。

## 2.3 契約の履行と管理

建設契約またはA/E契約の締結後、受注企業は契約内容及び契約条件に従って目的を達成するように契約を履行し、発注者である政府は、その契約の履行が契約条件等に適合していることについて、契約担当官等による監督・指示を行う。「契約の履行と管理」には、成果物の品質、スケジュール、現場の安全等多様な側面が含まれるが、ここでは「コスト」関連事項として「支払い」を中心に、関連内容を把握する。

### (1) 「コスト精算型」契約に対応した支払い手続き

「コスト精算型」契約タイプを用いる場合には、その契約に表1の契約条項を組み込むべきこととされている（16.307(a)）。なお、「最終間接コスト率」等の決定方法の詳細については、連載第3回の「図1 間接コスト配賦サイクル」を参照されたい<sup>3</sup>。

表1 コスト精算型契約に適用される支払い条項

許容可能コスト及び支払い Allowable costs and Payment (52.216-7)
(a) 請求invoicing
(1) 政府は、契約担当官がSubpart 31.2及び本契約の条件に従って「許容可能」と判定した合計額を、業務の進捗に応じ、2週間に一度の頻度を超えない範囲で、受注者の要求に応じて支払うものとする。
(b) 支払い（払戻し）対象コスト Reimbursing costs
(1) 「許容可能なコスト」の範囲（直接労務費、支払い記録のある購買物品、等）
(2) 年金プランの受注者負担分の扱い
(3) 「許容できる間接コスト」は、(d)に定める「間接経費率」を適用して算定する
(c) 小規模企業配慮事項（略）
(d) 最終間接コスト率 Final indirect cost rates
(e) 請求間接コスト率 Billing rate
(f) 迅速終結手続き
(g) 監査（契約担当官は、受注者からの請求書やコスト関係の提示データについて、任意の時点で監査の対象とすることができる。）
(h) 最終支払い

### (2) 「固定価格型」契約に対応した支払い手続き

後述するように、FARにおいては、建設（工事のみの）契約について、「確定固定価格契約」によ

2 これらの「契約コストの原則」の判断基準は、契約書に該当する条項番号等を明示することによって政府と受注者間の契約に組み込まれ、契約条件の一部とすべきことが定められている。

3 間接コスト率が、建設関係契約でどのように扱われているかの実態は、今後の調査で把握できた段階で、改めて報告したい。

ることを原則とし、その他の契約タイプによる場合も途中で「確定固定価格契約」への変更（改訂）をすることができるが規定されている。このため、参考として、「固定価格型契約」の場合の支払いルールについても、ここであわせて整理しておくこととする。「固定価格型」の建設契約を締結しようとする場合には、契約担当官は、その契約に表2の契約条項を組み込むべきこととされている(32.111(a)(5))。

表2 固定価格型契約に適用される支払い条項

<p><b>固定価格建設契約に基づく支払い</b>          Payment under Fixed-price Construction Contracts (52.232-5)</p> <p>(a) 支払い価格 (契約で規定された契約価格)</p> <p>(b) 進捗支払いProgress Payments          政府は、業務の進捗に応じ、契約担当官が承認する完成した成果物の見積りに基づき、原則毎月、進捗払いをするものとする。          受注者の「進捗支払い請求書」には、要求される成果物の要素に応じた事項立て要求額、各下請負者が実行した業務に対する金額一覧、下請負契約の総額一覧等を含める。</p> <p>(c) 受注者の証明書          「進捗支払い請求書」に添えて、その請求額が契約条件及び仕様書に従った契約の実行に対してのものであること、下請負者または供給者に支払いを留保しようとしている分を含んだものでないこと等についての請負者の証明書をあわせて提出する。証明書の提出がない限り支払いはなされない。</p> <p>(d) 成果物とならなかった部分の金額の返却</p> <p>(e) 支払い留保金</p> <p>(f) 所有の名義、権利保全等の措置</p> <p>(g) ボンド料金の払戻し</p> <p>(h) 最終支払い (すべての業務成果物の完成及び受入れが完了し、受注者から「請求権の放棄Release of Claims」が表明された場合、等</p>
--

この契約条項にも見られるように、建設契約においては、対象物の完成以前に、工事受注者に大きな額の支出が必要となることから、月払いその他の「進捗支払いProgress Payment」が一般的となっている。また、これとは別に、「Subpart 32.9: 迅速支払いPrompt Payment」に基づき、①契約における支払い規定等に応じて、「支払い期限日」が定められること、②支払い期限日に支払いがない場合には、政府には罰則的利息<sup>4</sup>を支払う義務が生じる等の仕組みが定められている。

## 2.4 コストデータの信憑性の確保

「競争的提案」段階で見積られた各種のコストの確からしさをどのように立証するか、「契約の履行と管理」段階で、受注者から提出された発生コストの報告の確からしさを判断するか等建設プロジェク

トの各側面において発生するコスト（または価格）データの信憑性を確保することは極めて重要である<sup>5</sup>。このため、受注者側及び発注者（連邦政府）は、以下のような関係データの信憑性確保のための仕組みを構築し、運営することが求められている。

### (1) 受注者の「会計システムAccounting System」

例えば、「16.104: 契約タイプの選定における諸要因」の中で、“確定固定価格契約以外の契約タイプに合意する前に、契約担当官は、提案された契約タイプによって求められる書式によって、すべての必要なコストデータを適時に作成できるような、受注者の会計システムを確認するものとする。”と規定されているように、連邦政府契約の受注者は、コスト／価格に関する情報の扱いについて、「適切な会計システム」に基づき、裏づけられた、適正なデータを用いることを求められる。

ここでいう「会計システム」とは、企業の経済的活動の諸取引のすべてを記録し、一定のルール（会計基準Accounting Standards）の下でそれらの記録データを仕訳・集計し、その集計結果に基づいて企業の経済的活動の状況を示す指標的データとして整理・表現<sup>6</sup>するための仕組みである。

米国において、多くの民間企業が準拠している会計基準は、「一般に認められている会計実務GAAP<sup>7</sup>」であり、実務上では、会計システム用のコンピューターソフトが普及しており、会計基準に準拠した各種取引データの記録や仕訳は、これらのソフトを用いて行われていると言われている。

一方、連邦調達の世界では、「コスト会計基準Cost Accounting Standards (CAS)」及びその適用に関するFAR Part 30の諸規定が、会計システムとその運用等に原則として適用される。今日のFAR体系では、CASの適用対象となる契約を一定規模以上に限定したり、選択されたCAS基準の一部のみを適用する対象範囲を設定したりするほか、GAAPによる会計処理の成果物も条件付きで利用できるような措置を講じてきている。

5 特に「確定固定価格契約」以外の契約タイプを適用する場合には、より重要度が高い。

6 いわゆる「財務諸表Financial Statements」など

7 Financial Accounting Standards Board (FASB) によるGenerally Accepted Accounting Practices

4 Interest Penalty

## (2) 受注者によるコストデータの証明

連邦政府契約において、受注者（またはその候補者）は、競争的提案の提出、支払い請求の提出等、「コスト」が関係する多くの局面で、提出するコスト（または価格）に関するデータについて、その正当性を証明し、関連する情報を提出することを求められる。その場合に有力な根拠情報となるものが、会計システムに記録されている諸情報（帳簿の類や、個々の領収書等も含む）である。また、これらの支払い請求等の書類に間違っただけのコストデータを使用した場合には、関係法令<sup>8</sup>への違反として罰則の対象となる場合がある等の措置が定められている。

## (3) 政府機関による監査Audit

受注者にコスト関係情報の提出が求められる場面、例えば価格提案や、その評価において「価格／コスト分析」が行われるような場合等においては、政府担当者または指定された政府機関は、受注者の関係記録（帳簿、会計システムの内容等を含む）を検討し監査する権限が与えられる。また、CASの適用、関係要求事項への適合、適用情報の開示等に関する監査権限も定められている。この監査と前述の(1)受注者の会計システムの運用、(2)受注者によるコストデータの証明とが相まって、コスト関係情報の信憑性を確保し維持する基盤となっていると思われる。

## 2.5 コスト会計基準CAS

連邦調達における「コスト会計基準CAS」は、軍備関係の調達を中心とした政府契約の実態とコスト／価格の透明性その他のニーズに対応して、独自の会計システムへの要求事項を発達させてきたものである。具体的な規定は、FARのPart 9901からPart9905までに定められている。

CASそのものは、「(コストの扱いの) 整合性に関する基準」「総則的基準（非許容コストの扱い、コスト会計期間等）」「コストの配賦に関する基準（本社経費の配賦、直接・間接コストの配賦等）」「資産に関する基準」「報酬に関する基準」等に区分される基準群で構成されている。

CASが適用される契約に対する基本的な要求事

8 Civil False Claim Act等。9.406-3(b)(1)(vi)等を参照。

項は以下の3点となっている（30.201-4(2)等）。

- ①コスト会計実務方法に関する情報の開示
- ②コスト会計実務方法の順守
- ③コスト会計基準への適合

また、すべてのCAS基準が適用される契約以外に、限定された基準（「整合性に関する基準」及び「総則的基準」のみ）が適用される契約もある。更に、封印入札による契約、一定額を超えない交渉による契約及び下請負契約、小規模企業との契約及び下請負契約、米国外で履行される契約または下請負契約、確定固定価格契約または下請負契約で、コスト／価格データ（以下、「C/Pデータ」という）の提出が求められず的確な価格競争に基づき決められたもの等については、CASは適用されないこととなっている。

## 2.6 管理・監査に關与する政府機関

前述のとおり、連邦政府は、受注企業の会計システムの監査、価格提案や支払い請求に含まれる各種コストの許容可能性の判定など、「コスト」関係契約を公正かつ確に運営していくために多くの責務を有している。一方、業務の効率性等の観点から、複数の機関による受注者または下請負者の監査、検討、検査・試験等の重複を避けるため、機関間合意（42.002）を通じて、契約の管理や監査関係の業務を特定の業務提供機関へ委任することとされている。一般に、交渉による契約の額が最も大きい機関が、「管轄連邦機関<sup>9</sup>」となる（42.003）。ある受注者を管轄することとなった連邦機関は、最低5年間、管轄を継続するものとする。

このような機関間委任が行われる業務には、次の2タイプがある。

- ①契約監査Contract Audit業務
- ②契約管理Contract Administration業務

「契約監査業務」は、要請した調達機関に対して、受注者に発生したコストまたは見積りコストの許容可能性について、受注者の財政及び会計の記録またはその他のデータの分析に基づいた情報及び助言を提供すること、受注者のコスト管理システムの財務・会計の側面に関するレビューを行うこと等を任務としている。通常、民間企業である受注者に関

9 Cognizant Federal Agency

しては、国防契約監査機関DCAA<sup>10</sup>が、管轄政府監査機関となる(42.101(b))。

「契約管理業務」は、受注者の提案の評価・検討、間接コスト率関係の決定、CASに関連して、受注者の開示陳述書<sup>11</sup>の適切性の判定、受注者の会計システムの適切性の判定等を担当する。

### 3. 関係調達・契約ツールの建設関係契約への適用

前記2. で整理した連邦調達・契約ツールの「基本モデル」の構造を踏まえながら、建設工事の契約や設計契約等の「建設関係契約」に適用される連邦調達・契約ツール等について、「Part 36: 建設及びアーキテクト・エンジニア契約」の諸規定及びこれ以外のパートにおける建設契約関係規定の中から、「コスト」に関連する主な規定内容を把握する。

#### 3.1 建設(工事)契約関係

##### (1) 「契約相手の選定」関係

契約が合衆国内で遂行されるもので、封印入札の募集、提出、評価に必要な時間があり、契約の決定が価格をベースとしてなされる等の条件(6.401(a))が満足される場合には、「封印入札手続き」が適用されることとなっている(36.103)。

工事コストが一定額<sup>12</sup>を超えることが予想される契約の提案(または契約の変更)については、工事コストの「独立政府見積り」が作成され、契約担当官に提供される(36.203)。以下のような詳細が定められている。

- ・見積りは、政府が受注者として競争しているかのような詳細度合いで作成されるものとする。
- ・この独立見積り情報へのアクセスは、見積りに関する専門的知識を必要とする業務に従事している政府職員に限定される。
- ・例外的に、契約の交渉過程において、公正で合理的な価格に到達するために必要と見なされる範囲の限りにおいてコスト内訳を公表する場合がある。ただし原則として、政府見積りの全体額は、

公開されないものとする。

価格交渉を行う場合の特別の手続きについては、以下のような内容が定められている(36.214)。

- ・建設工事の価格の交渉を行う場合には、Part 15の方針及び手続きに従う。
  - ・契約担当官は、提案書及びこれに添付された「証明済C/Pデータ」または「証明済C/Pデータ以外のデータ」を評価するものとし、それらを「独立政府見積り」と比較する。
  - ・提案におけるコスト項目が、政府見積りの項目と大きく異なっている場合には、提案者に対して、異なっている項目(賃金レート、各種手当、主要材料、下請負コスト等)に関するコスト情報を提出することを求める。
  - ・提案された価格が、政府見積りと比べて著しく低かった場合には、提案者及び政府の見積り担当者の双方が、完全に工事の業務範囲を理解しているかを確認する。
  - ・交渉によって政府見積りに誤りが見つかった場合には、その見積りは是正され、その変更内容は記録される。
  - ・適宜、各種の見積りツールが用いられてもよい。例えば、最近の類似のタイプの工事の実績価格を、敷地や仕様の違いによって修正したもの、構造体の立方フィート当たりのコストや、上下水道などの1フィート当たりのコスト、掘削やコンクリートの立方ヤード当たりのコストなど、ラフな目安を開発し、利用してもよい。
- なお、建設(工事)のための契約は、原則として、そのプロジェクトを設計した企業またはその子会社もしくは支店を相手としてはならない(36.209)。

##### (2) 「契約タイプ」の設定関係

建設調達においては、一般に、「確定固定価格契約」を用いるものとされている(36.207)。その場合の価格設定の方法としては、以下のようなものがある。

- ①総額ベースLump Sum basis<sup>13</sup>
- ②単価ベースUnit-Price basis<sup>14</sup>
- ③これらの方法の組み合わせ

10 Defense Contract Audit Agency

11 Disclosure Statements

12 簡易調達手続きSimplified Acquisition Proceduresの限度額

13 工事の全体に対して総額で支払われる。

14 事項単位毎に計上された数量に対して単価を乗じた額が支払われる。

ただし、工事数量の確度の高い見積りが難しい契約の場合<sup>15</sup>を除き、総額ベースは、単価ベースよりも優先的に用いられるものとする。

「経済的価格調整付き固定価格契約」は、工事タイプによってそうすることが慣行となっているような場合や、価格調整条項を設定しないことが、多くの企業が提案提出を控えたり、不当なほどの予備費を提案価格に含めたりする結果となるような場合には、用いることができる。

建設工事のみの契約において、「コスト精算型契約」は、その適用がPart15（交渉による選定）及びSubpart16.3（コスト精算型契約）と矛盾しない場合には使用することができる（36.215）。

### (3) 「契約コストの原則」関係

建設プロジェクトが、規模、期間または立地等特有の性格を有していることに鑑み、「Part31：契約コストの原則と手続き」においても、以下のような建設契約とA/E契約のみに適用される規定がある（31.105）。

- 1) 本社事務所の経費、コンサルタントの雇用、施設・機器の使用料のような事項の取扱いについては、契約担当官と契約者間の「事前合意」が重要であること。
- 2) 建設機器の各現場での使用比率、レンタルの場合の扱い、監督員業務、資材管理、事務用品等の現場経費の扱いその他についての細則。

## 3.2 A/E契約関係

### (1) 「契約相手の選定」関係

連邦政府調達におけるアーキテクトその他の設計専門職の選定は、1972年に制定されたBrooks法に基づき、価格に基づかず、資質評価に基づく選定QBS<sup>16</sup>が原則として適用されることとなっている。このため、A/E業務に関する契約相手の選定は、Part13（簡易調達手続き）、Part14（封印入札）またはPart15（交渉による契約）には必ずしもよらず、Subpart 36.6の規定及び調達機関の規則に従って行

15 以下のような場合が示されている。(1)整地、舗装、造成等大きな数量が関係するもの、(2)掘削等所要数量が大きな予備費なしに総額で提案するに十分なほどには確信を持って見積りできないもの、(3)見積り数量が、工事中に大きく変動するもの等

16 Qualification-Based Selection

うものとする（36.103）。

なお、本Subpartの手続きに従って行われたA/E業務の調達は、競争的手続きと見なされる（36.601-2）。

このような特別な選定手続きが適用されることになっているため、契約対象の業務内容にA/E業務とその他の業務の双方が含まれる案件では、当該業務内容の大部分または支配的な割合が登録または免許を受けているA/Eによる業務遂行または証明行為が求められているものであると契約担当官が判断する場合には、このSubpart 36.6の手続きに従うものとする（36.601-3）。

A/E業務の受注者の選定にあたって、政府は、A/E業務に関するすべての要求事項を広く公告し、公告に示された評価基準に基づいて、受注希望企業の適切性及び資質について契約交渉を行う（36.601-1）。表3に、評価基準となる事項を示す（36.602-1）。

表3 資質評価における評価基準

(a) 求められる業務を満足して遂行するために必要な専門家としての資質。
(b) 求められるタイプの工事における特別な経験及び技術的適性で、適宜、省エネルギー、汚染防止、廃棄物低減、再利用材料の使用等を含む。
(c) 求められた時間内に工事を完遂させる能力。
(d) コスト管理、工物品質（管理）、実施工程計画への適合等に関する、政府機関または民間産業界との契約の過去の実績。
(e) プロジェクトの立地場所と地域性に関する知識：この基準が適用されてプロジェクトの性質や規模が提供されれば、適格な設計企業の数確保できる。
(f) 他の適用される評価基準に照らした場合の受入れ可能性。

なお、調達機関の長によって、設計競技の適用が承認された場合、調達機関は、提案された概念設計をベースとして、各企業を評価することができる。設計競技は、以下のような場合に適用できる。

- 1) 特別な国家的重要性を持った記念碑または構造物の設計のような、プロジェクトの威信がかかるような特別な状況におけるもの。
- 2) 概念的設計の作成と評価に十分な時間がかけられるもの。
- 3) 設計競技の適用が、その所要コストを踏まえた上でも、プロジェクトに利益を与えるもの。

A/E業務を調達する場合、調達機関は、建築、エンジニアリング、建設の各部門、及び政府業務や関係する調達事務等を経験した者で構成される「A/E評価委員会」を設置するものとする（36.602-2）。この評価委員会は、次のような役割を担う。

- 1) 登録されている設計企業のデータファイル（後記の36.603参照）を検討し、プロジェクト毎の公告で招請する候補者選定等に対応する。
- 2) 評価基準（36.602-1）に照らして、設計企業を評価する。
- 3) 最も高い評価を受けた少なくとも3社以上の企業と、代替的手法の活用を含めた設計等業務の提供の仕方について交渉Discussionする。
- 4) 調達機関の長または指名された選定権限者向けの報告書を作成し、少なくとも3社以上の企業を、優先順位とともに推薦する。

最終的選定の決定は、機関の長または指名された選定権限者によってなされる。

調達機関の事務局または評価委員会は、政府の契約の対象者となることを希望している企業に関する資質の評価や認定に関するデータファイルを受領し保持するものとする（36.603）。

原則として、各契約または契約の変更のための交渉の開始以前に、A/E業務のコストについての独立政府見積りが作成され、契約担当官に提供されるものとする。この見積りは、政府があたかも提案者であるかのような、提案される業務の詳細な分析に基づいてなされるものとする（36.605）。

#### (2) A/E契約における「コスト」関係の特別の規定

A/E業務の成果物として提供される「設計」の内容は、工事コストに大きく影響する。このことに関係して、A/E業務の受注者の契約上の責任に関する次のような規定が設けられている。

- 1) 設計の誤り・不具合に起因するコスト（36.608）  
A/E契約者は、専門職としての質、技術的正確性及び契約に基づき求められるすべての業務相互の調整に責任を有するものとされる。このため、契約に基づき提供された設計における誤りや不具合に起因して建設工事契約の変更が必要となった場合、政府が負担するコストに対して、企業は賠償責任を有することとされる。
- 2) 資金の上限の下での設計（36.609-1）

政府は、A/E契約者に対して、プロジェクトの設計を、契約上規定される「資金の上限」を工事コストが超えないようにすることを求めることができる。工事施工者から提案された工事価格が、

前述の「資金の上限」を超える場合、A/E企業は、原則として本A/E契約価格の増額なしに、「資金の上限」内で収まるようにプロジェクトの再設計を行う単独の責任を負うものとする。

- 3) 設計の誤り・不具合に関する再設計（36.609-2）  
A/E契約の下では、設計、図面、仕様書その他の成果物や提供された業務に誤り、不具合、不適切な点がある場合には、契約者は、政府に追加的なコストを生じさせることなく、必要な是正業務を行うものとする。

### 3.3 デザイン・ビルド（DB）関係

Part36には、3.1で述べた「建設（工事）契約」と3.2で述べた「A/E（設計・監理）契約」の契約関係要件・手続き以外に、「Subpart 36.3：二段階のデザイン・ビルド選定手続き」についての規定が設けられている。

建設（工事）契約及びA/E契約には、前述したように、それぞれ次の選定方法が適用される。

- ①建設工事業務の調達・契約は、封印入札を通じて最低額入札を原則として決定される。
- ②A/E業務の調達・契約は、交渉（資質評価に基づく選定QBS）によって決定される。

これらの二つのアプローチの違いは、明らかに「設計業務と工事業務をパッケージにして一体として調達・契約する」というDBアプローチと矛盾する。この矛盾を解消するアプローチが、1996年のClinger-Cohen法の制定を受けたFARの改正によって導入された、「Subpart 36.3：二段階DB選定手続き」であるとされる。表4に、この「二段階DB選定手続き」の規定内容の概要を示す。

なおFAR自体には該当する具体的規定はないが、建築プロジェクトを多く扱っているGSA/PBAの業務紹介資料<sup>17</sup>を見ると、建築に関するDB契約は、①通常のDB契約、②DB Bridgingの2タイプの形態で運営されている。また実際の募集要項の事例等<sup>18</sup>を見る限りでは、これらの両タイプとも、「契約のタ

17 Public Buildings Service, Design/Build Practices (<https://dbiamar.org/images/downloads/Resources/gsa111909.pdf>)

18 テネシー州ナッシュビルの連邦裁判所施設のDB BridgingによるGSAプロジェクト公告資料 (<https://www.governmentcontracts.us/government-contracts/opportunity-details/ADP1>)

表4 FAR Subpart 36.3の規定内容

項目	規定内容
本手続きの使用 (36.301)	本手続きは、契約担当官は、次のような評価を行い、それに基づき本方法の適用が適切であると判断するときに使用するものとする。 (1)三者またはそれ以上の応募者Offerorが期待し得ること。 (2)設計業務は、応募主体によって、価格提案の具体化に先立って実施されるものとし、その提案を作成するために応募主体によって一定の金銭的負担がなされるものであること。 (3)プロジェクト要件の具体化程度、プロジェクト実施の時間的制約、二段階選定摘要することに適していること等に関する評価基準が適用されること。
業務仕様 SoW (36.302)	担当実施機関は、プロジェクトを定義し政府の要求事項を示した業務仕様Scope of Workを策定するものとする。
手続き (36.303)	提案募集は、二段階を一つの応募要請で、または各段階のそれぞれについて行われるものとする。第一段階での応募評価は、どの応募者が第二段階の提案を提出するかを決定する目的のために行われる。また契約の授与は、Competitive Negotiation手続きを用いてなされるものとする。
第一段階 (36.303-1)	第一段階の提案募集には、以下の事項を含むものとする。 (1)業務仕様SoW (2)以下のようなものを含む第一段階の評価要素 ・技術的アプローチ（詳細設計等は含まない） ・専門的経験や技術的適性、遂行能力、過去の実績等の技術的資質Qualification ・他の適切な要素 (3)第二段階の評価要素 (4)第二段階の提案の提出者として選定される応募者数（規定される応募者数は原則として五者を超えないものとする） 第一段階の応募提案を評価後、契約担当官は規定された数を超えない範囲で、最も高い評価を受けた応募者を選定するものとし、これらの者に第二段階の提案を提出するよう要請するものとする。
第二段階 (36.303-2)	第二段階の提案募集は、Part15に基づき作成されるものとし、設計コンセプト、マネジメント方針、主要人員、提案技術解等を含む技術的評価要素を含む第二段階の評価要素を15.304に従って具体化して示すものとする。 第二段階の提案募集では、技術的提案及び価格提案を要請するものとし、それぞれはPart15に基づき別々に評価されるものとする。 ※注：Part15：交渉による契約Contracting by Negotiation

イプ」としては「固定価格型」が適用されている。

#### 4. まとめと本研究の今後の展望

本稿では、前号までの検討結果も含め、FARの規定から、「コスト精算型契約」によるプロジェクト運営を想定した場合に適用されと思われる調達・契約ツール関係諸規定を抽出し、その大枠を「基本モデル」として整理した。

また、この「基本モデル」を踏まえて、FARに収められている「建設契約及びアーキテクト／エンジニア契約」のみに適用される建設関係規定を抽出し、「建築プロジェクト」へ適用されることとなる建設関係契約の考え方を把握した。

その結果として、本研究が真の狙いとしている、

「設計が完了する前の施工を含む業務主体の選定と契約」に適すると思われる方式、例えばCM at Risk等のプロジェクト運営方式に適用すべき関係規定は、FARの建設関係規定の枠内では、必ずしも用意されていないことが分かった。

そこで、次回以降の検討においては、FARの本則では扱われていない特別の調達・契約のルールや手続きが、特例的に承認される場合があること<sup>19</sup>に着目し、「設計が完了する前の施工を含む業務主体の選定と契約」を含む建築プロジェクトにも適用できるような「特例的なルール（特則）」を見出し、その「特則」に適用されている契約構造や調達・契約ツールの特性を、「基本モデル」と比較しながら、検討していくこととしたい。

更に検討範囲を、連邦調達以外にも、州レベルの契約規範や、より一般的な契約規範（AIA等）にも広げ、「設計が完了する前の施工を含む業務主体の選定と契約」に適用し得る調達・契約ツールの事例やそれらのベースとなっている考え方等の収集と分析を進めていくこととしたい。またあわせて、関連する「コスト／価格の見積り」や「支払い」等に関する実務的ツールの収集・検討も進めていくこととしたい。

(参考文献)

- 1) GSA, DOD & NASA, *Federal Acquisition Regulations*, Volume I-Parts 1 to 51, 2015.10
- 2) Thomas J Kelleher, et al., Smith, *Currie & Hancock's Federal Government Construction Contracts: A Practical Guide for the Industry Professional*, AGC of America, John Wiley & Sons, Inc., 2010
- 3) 空軍工科大学 & 連邦調達研究所『コスト価格参考ガイドCost Pricing Reference Guides (CPRG)』Vol.1～Vol.5, [http://www.acq.osd.mil/dpap/cpic/cp/contract\\_pricing\\_reference\\_guides.html](http://www.acq.osd.mil/dpap/cpic/cp/contract_pricing_reference_guides.html)
- 4) Steven M. Bragg, *Construction Accounting-A Practitioner's Guide*, Accounting Tools Inc., 2016
- 5) 平野吉信他「米連邦調達制度に学ぶ調達の手法と手続き ①スタディの背景・目的と米連邦調達制度の概要」『建築コスト研究』No.103, pp.72-80, 建築コスト管理システム研究所, 2018.10
- 6) 平野吉信他「米連邦調達制度に学ぶ調達の手法と手続き ②契約価格の設定のための「契約のタイプ」」『建築コスト研究』No.104, pp.46-53, 建築コスト管理システム研究所, 2019.01
- 7) 平野吉信他「米連邦調達制度に学ぶ調達の手法と手続き ③「コスト精算」型契約におけるコストの考え方」『建築コスト研究』No.105, pp.66-77, 建築コスト管理システム研究所, 2019.04
- 8) 岩松準「建築コスト遊学⑧ 価格交渉における真正性～契約価格がフェアでリーズナブルであることをどう信じるか」『建築コスト研究』No.104, pp.60-67, 建築コスト管理システム研究所, 2019.01

19 FARのSubpart 1.4に規定する「Deviation」と呼ばれる手続きによるもの。個別のDeviationと、複数のプロジェクトに反復して適用される通則的承認の性格を持ったClass Deviationとがある。